

2006年5月施行

新会社法 そのポイントを読み解く

昨年6月の第162回国会において「新会社法」が成立し、
本年5月からの施行が計画されている。

これまで会社に関する規定は、商法第2編や有限会社法、商法特例法など
様々な法律に分かれており、1つの法律にまとまっていなかった。

新会社法は会社に関する諸規定について、

現代社会に即す大幅改正を行なった上で、1つの法律にまとめたもの。

全国で470万社(全企業の99.7%)といわれる

中小企業の経営実態を鑑みている点が大きな特徴だ。その内容は多岐にわたるが、
特に以下の4点が、中小企業経営に与える影響が大きいといわれる。

株式会社と有限会社の一本化

最低資本金制度の撤廃

機関設計の柔軟化

円滑な事業承継

これらについて、詳細に見てみよう。

株式会社と有限会社の一本化

新会社法の最大の特徴は、有限会社制度を廃止し、株式会社制度への一本化を図っていることだ。新会社法施行後は、有限会社を新設することができなくなる。

現行の株式会社規制は大会社を想定している。だが、現実には株式会社の98%以上が中小企業であり、規模の小さな企業にとっては、現行の

株式会社規制は厳格過ぎる面が多々あったのだ。

そこで新会社法では株式会社の定義を見直し、規制を企業規模に応じて分類。「公開会社(大規模会社)」と「株式譲渡制限会社(中小規模会社)」とに大別。後者には現行の有限会社制度に準じた簡易な規制を盛り込むことで、中小規模会社への負担を軽減しつつ株式会社へ一本化しようというわけだ。

では、現状で190万社近い有限会社は、すべて株式会社へと移行しなければならないのか。答えはノーである。新会社法には既存有限会社への経過措置として「特例有限会社制度」が盛り込まれている。

この制度は既存有限会社について、有限会社の商号をそのまま使用することを認めている。特例有限会社といっても特別な手続き等は必要なく、定款変更や登記申請等も原則として不要である。

つまり既存の有限会社は、何も手続きせずに特例有限会社となり、現状の有限会社規制のメリットを引き続き享受できるわけだ。そのメリットとは、主に次の4つである（カッコ内は現状の株式会社規制）。

- A.取締役は1名以上（3名以上）
- B.取締役の任期がない（原則2年）
- C.決算公告義務がない（ある）
- D.資本金300万円以上（1000万円以上）

ただし新会社法では取締役にについて、株式会社にも1名という機関設計を認めており、資本金についても最低資本金制度そのものが撤廃される。また、取締役任期も後述する「株式譲渡制限会社」を選択すれば、最長10年まで伸ばすことが可能だ。

つまり、新会社法施行後の特例有限会社のメリットとは、Cの決算公告義務がないことくらいとなる。

意外に知られていないことだが、現行商法ではすべての株式会社に決算公告（官報、日刊新聞、インター



ネットによる貸借対照表等の公開）を義務づけており、違反した場合は「100万円以下の過料（軽い違反に課すお金。刑罰ではない）」が規定されている。

だが、現実はこの義務を遂行している株式会社は上場企業のみ。非上場株式会社の99%以上は義務違反というのが実情だ。しかも、100万円以下の過料を徴収された株式会社もないはずであり、規制そのものが形骸化している。

新会社法では引き続き決算公告義務や100万円以下の過料を規定しているが、法改正の狙いが形骸化した規制の見直しにあることから、「施行後は公告義務の履行が、より強く求められる」との見方が根強い。特例有限会社にはこの義務がないため、公告に要する費用や時間の不要なことがメリットといえる。

また、細かいメリットをいえば商号をそのまま継続使用できることにより、名刺や看板などを変更するコストがかからないことなどもある。

その一方で、多くの株式会社が今後は精緻な財務会計を導入し、決算公告を行なうこととなろう。そうした中で、情報非公開の有限会社であり続けることは、取引信用上のデメリットが生じる可能性も予想される。どちらの選択が自社にとって有益なのか。有限会社にとっては法改正が、今後の生き方を見直すきっかけになりそうである。

最低資本金制度の撤廃

これは会社の設立手続きの簡素化を狙ったもので、主な改正項目には、

- A.最低資本金制度の撤廃
- B.払込金保管証明制度の一部廃止
- C.類似商号規制の廃止 など

表1) 新会社法における機関設計のルール

株主総会	すべての株式会社で必ず設置。
取締役	すべての株式会社で最低1名以上。取締役会を設置する株式会社は3名以上。
取締役会	株式譲渡制限会社は任意。それ以外の株式会社は必ず設置。
監査役	株式譲渡制限会社は任意。取締役会を設置する株式会社は原則設置。
監査役会	大会社(株式譲渡制限会社、委員会設置会社を除く)では必ず設置。取締役会を設置しない場合は、設置できない。
委員会	監査役を設置する会社では設置できない。会計監査人を設置しない場合には、設置できない。
会計監査人	大会社では必ず設置。大会社以外の会社では任意設置。
会計参与	すべての株式会社で任意設置。大会社以外の株式譲渡制限会社が取締役会を設置する場合、会計参与の設置で、監査役に代入することができる。

表1～表3の出展:「よくわかる中小企業のための新会社法33問33答(中小企業庁)」

大会社:資本金が5億円以上、または負債総額が200億円以上の株式会社

がある。

Aは昨今話題の「資本金1円会社」の設立を恒常的に認めようというもの（従来は時限措置の特例制度）現状で会社設立のためには、株式会社で1000万円、有限会社で300万円の資本金が最低必要であった。

これが撤廃され1円あれば会社を設立可能になったわけである。本当に1円でスタートするかどうかは個々の判断に委ねるが、少なくとも当面の運転資金があり、その枯渇前に売り上げ回収できる見込みさえあれば、資本金集めに奔走せずとも会社設立が可能になるわけである。

Bの払込金保管証明制度の一部廃止も重要だ。会社設立に際し従来は、資本金を払込取扱金融機関に払い込んだことを証明する「払込金保管証明書」が必要だった。だが、この制度には「初めての設立の場合は金融機関が引き受けたがらない」「手続きに時間がかかる（数週間程度）」「2万5000円程度の費用がかかる」「設立登記完了まで払込金を引き出せない」などの問題があった。

そこで新法では発起設立（1）の場合に限り、払込金保管証明書を必要とせず、銀行の残高証明のみでの

設立手続きを認めたのである。これにより会社の設立スピードや資本金活用の自由度が大きく高まることになる。

Cの類似商号規制の廃止も設立の簡素化を狙ったものだ。従来、同一市町村内において事業目的が類似している場合、他人が登記した商号（社名）を登記することはできなかった。そのため設立に際しては、本社所在地の法務局で類似商号を調査するた費用や時間がかかっていたのだ。これが廃止されるため、会社設立が簡素化する。

ただし、商号についての規制がゼロになるわけではなく、例えば同一住所での同一商号の登記は目的の如何を問わず禁止されている。また、不正競争防止法などの規定により、不正目的の商号使用の差し止めや損害賠償請求なども可能である。

機関設計の柔軟化

新会社法では株式会社を「公開会社」と「株式譲渡制限会社（公開会社以外）」の2つに分類している。

株式譲渡制限会社とは「すべての株式の譲渡について、会社の承認が必要であることを定款（会社の組

織・業務に関する規則）で定めている株式会社」である。そして、これ以外の株式会社を公開会社と定義しており、非上場企業でも定款に譲渡制限の定めがない会社は公開会社に分類される。

株式譲渡制限会社は有限会社に代わる中小企業向けの新たな会社類型だ。現行法の株式会社の規定は主に大会社を想定しているため、小規模な株式会社には負担の大きい規定が少なくない。

例えば、従業員が数名程度のワンマンオーナー社長会社であっても株式会社であれば、現状は取締役を3名以上おき、監査役や取締役会を必ず設置しなければならない。だが、その多くは機関設置のみで、機能しているケースは少なく、報酬などが無駄な経費になっている。

そこで新会社法では、中小企業を想定した株式譲渡制限会社を新たに定義づけ、中小企業の経営実態に即した簡易な規定として「機関設計の柔軟化」を盛り込んだのである。

前ページの表1は新会社法における機関設計のルールだ。株式譲渡制限会社は取締役の最低人数1名や取締役会・監査役の任意設置など簡易なも

会計参与制度とは？

取締役と共同して計算書類の作成・説明・開示等を行なう会社内部の機関。税理士、公認会計士などの専門家で構成するが、設置は任意。従来、中小企業の会計監査は監査役が担当していたが、監査役には

資格要件がなく、名目的なケースが多かった。そこで中小企業の決算書の信頼性アップを図るために新たに導入された制度。金融機関や取引先からの信頼向上が期待できる。

表3) 会計参与

設置	任意だが、設置した場合はその旨及び氏名または名称の登記が必要
職務	計算書類作成、株主総会における説明、計算書類の保存(5年) 株主・債権者への開示、その他
資格	税理士または公認会計士(含税理士法人、監査法人)
兼任	会社または子会社の取締役、執行役、監査役、会計監査人との兼任は不可 顧問税理士が会計参与となることは可能
選任	株主総会で選任
任期・報酬	取締役と同様の規定に従う
責任	社外取締役と同様の責任を負う 会社に対する過失責任、株主代表訴訟の対象。ただし損害賠償額については、株主総会の決議など一定要件を満たせば、報酬の2年分までに制限可能 第三者に対する重過失責任

表2) 中小株式会社の機関設計のパターン例

株主総会	取締役					株式譲渡制限会社のみ可能
株主総会	取締役		監査役			
株主総会	取締役		監査役	会計監査人		
株主総会	取締役				会計参与	
株主総会	取締役		監査役		会計参与	
株主総会		取締役会			会計参与	
株主総会		取締役会	監査役			従来の中小企業は基本的にこれのみ
株主総会		取締役会	監査役		会計参与	
株主総会		取締役会	監査役	会計監査人		
株主総会		取締役会	監査役	会計監査人	会計参与	

のであることが分かる。

このルールに則って機関設計した場合の組み合わせパターン例を表2に示した。現行法での中小株式会社の機関設計は がメインだったが、新法ではそれよりもはるかに簡易な機関設計が可能である。

先ほど例にあげたワンマンオーナー会社の場合、 が最適の機関設計であろう。そして会社の成長に合わせて機関を設計し直すことで、無駄のない経営が可能となるはずだ。

また、有限会社が株式譲渡制限会社へ移行するには次の手順となる。

(1)商号を「株式会社」の文字を用いたものに変更する定款変更を、株主総会で決議する。

(2)有限会社の解散登記と株式会社の設立登記を同時に行なう。

この2つだけだ。株式会社を新規設立するよりも、はるかに簡易な手続きといえるが、それでも登記費用がかかるなど、煩雑さを感じる向きもあるかもしれない。だが、経済情勢が大きく変動し、企業間や金融機関との取引では今後、ますます信用力が重要となる。そうした中で前向きに企業経営へ取り組むのであれば、株式譲渡制限会社への移行は大きな意味を持つはずである。

円滑な事業承継

中小企業にとっては円滑な事業承継が大問題であるが、新会社法ではこれについてもより円滑化に向け改正されている。具体的には、

A. 相続人に対する売渡請求

B. 議決権制限株式の発行限度の撤廃 などである。

まず、Aについてだが、中小企業の事業承継で最も難しい点は、株式分散であろう。例えば創業者に3人の息子がおり、民法上の権利で自身の株式を3人に均等相続させたとしよう。兄弟が一丸となって経営を引き継ぐのであればいいが、長男のみが経営に携わり、2人の弟は株式所有のみというケースも少なくない。これは株式分散を意味し、長男の経営が不安定になる可能性が高くなるわけである。

そこで新会社法では、相続や合併など譲渡以外の理由で移転した株式については、会社が売渡請求を行なえる。定款にその旨を定めるだけで、売渡請求ができるように制度改正されたのである。

また、前述した3兄弟への相続事例では、Bの議決権制限株式を活用することも可能である。

従来、発行済株式総数の1/2までと制限されていた議決権制限株式（経営に参加する権利である議決権を行使できないなど制限のある株式）の発行限度が、株式譲渡制限会社に関しては撤廃されたのである。

これを先の相続事例に応用すると、会社は相続に先立って種類株式制度（普通株式以外の株式）を利用。次男・三男に相続される株式をあらかじめ議決権制限株式に変えておき、これを相続させることで、長男の経

営権の安定化を図るわけである。

ここまで主要な項目を解説してきたが、新会社法は中小企業の経営実態に即した現実的な規定へと、大幅改正されたことがお分かりいただけただろうか。

ポイントは「現行のままの経営を、新法施行後に続けていても何ら問題がない」ということである。しかしながら、新法をうまく活用することが、飛躍の可能性が高まることは確かだ。機関設計をよりコンパクト化するだけでも、無駄な報酬の抑制や意思決定の早さにつながるだろう。

今回は新会社法の中でも、中小企業にとって特に重要な点に絞り解説したが、他にもさまざまな改正が行われておりチェックが必要だ。

中小企業庁が発行した「よくわかる中小企業のための新会社法 33問33答」は、より多くの項目を分かりやすく解説してあり、お勧めである。全国の経済産業局、商工会、商工会議所等で配布しているので、問い合わせてみてほしい。

また、中小企業庁のホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/index.html>）で同内容のPDFファイルをダウンロード可能だ。

新会社法をどう利用するか。このことは、今後の中小企業経営者にとって重要なテーマである。

1) 発起設立
設立に際して発行する株式のすべてを発起人が引き受ける設立方法。簡単にいえば全額を自己資金で賄う設立方法と考えていい。それに対して発起人が株式の一部を引き受け、残りは他の株主を募集する設立方法が「募集設立」。